

新旧対照表

改正前

改正後

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 (略)

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、本県のものづくり企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発（以下「応用・実用化開発」という。）を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。
- (2) 事業者 民間企業又は事業を営む個人をいう。
- (3) 大学等研究機関 大学、短期大学及び高等専門学校又は国公立試験研究機関及び試験研究に関する業務を行う独立行政法人をいう。
- (4) 事業管理機関 広島県内に事業所を有する一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、NPO法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるものをいう。
- (5) 開発グループ 代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して本補助事業において応用・実用化開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。

(補助事業)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる代表事業者又は事業管理機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者（代表事業者）が行う補助事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 代表事業者単独又は開発グループのいずれかの区分に該当していること。  
なお、開発グループを構成する場合、開発グループとして補助事業を行うものとする。
- (2) 自社等の基礎研究・応用研究の成果を基にした、「ものづくり」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うこと。
- (3) 県内経済・雇用への波及効果が見込め、事業終了後おおむね5年以内の事業化を目指したものであること。
- (4) 県内の製造業者等においてもものづくりの高度化又はデジタル化に資するものであること。
- (5) この要綱に基づいて補助金の交付を受けた開発テーマと同一内容の応用・実用化開発でないこと。

3 補助事業者（事業管理機関）が行う補助事業は、前項の補助事業の進行管理等を行うものとする。

(通則)

第1条 (略)

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症等の影響から厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、本県のものづくり企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発（以下「応用・実用化開発」という。）を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。
- (2) 事業者 民間企業又は事業を営む個人をいう。
- (3) 大学等研究機関 大学、短期大学及び高等専門学校又は国公立試験研究機関及び試験研究に関する業務を行う独立行政法人をいう。  
ただし、日本国外の大学、研究機関その他これに類する機関等（以下この号において「機関等」という。）においては、その機関等が所在する国又は地域の制度において定められている機関等をいう。
- (4) 事業管理機関 広島県内に事業所を有する一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、NPO法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるものをいう。
- (5) 開発グループ 代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して本補助事業において応用・実用化開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。

(補助事業)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる代表事業者又は事業管理機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者（代表事業者）が行う補助事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 代表事業者単独又は開発グループのいずれかの区分に該当していること。  
なお、開発グループを構成する場合、開発グループとして補助事業を行うものとする。
- (2) 自社等の基礎研究・応用研究の成果を基にした、「ものづくり」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うこと。
- (3) 県内経済・雇用への波及効果が見込め、補助事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること。
- (4) 県内の製造業者等においてもものづくりの高度化又はデジタル化に資するものであること。
- (5) この要綱に基づいて補助金の交付を受けた開発テーマと同一内容の応用・実用化開発でないこと。

3 補助事業者（事業管理機関）が行う補助事業は、前項の補助事業の進行管理等を行うものとする。

(補助事業者)

第5条 前条第2項に掲げる補助事業を行うに当たっては、代表事業者は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の額が100億円未満の企業又は事業を営む個人であること。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、別に定める期間における代表事業者の売上高平均が、前年又は前々年同期と比較し、5%以上減少していること。
- 2 代表事業者が開発グループを構成し補助事業を実施する場合、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 開発グループをあらかじめ構成すること。
  - (2) 開発グループは、代表事業者に、事業者又は大学等研究機関を加えた2者以上で構成されるものであること。
- 3 代表事業者は、補助事業の進行管理等を行う事業管理機関を指名することができる。

第6条～第14条 (略)

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (5) 開発グループを構成する補助事業者については、補助事業の実施期間内に、事業者又は複数の事業者と大学等研究機関若しくは当該機関の教員等との間に、有償の契約が締結され、その契約に基づき補助事業の一部を行うことがわかる書類の提出がない場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント(算定対象の期間において適用される規則第19条第1項及び第2項の規定による加算金及び延滞金の率(以下「規則の率」という。))がこの率と異なる場合は、規則の率)の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第16条～第22条 (略)

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算(第5号)」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和3年度広島県一般会計予算(第1号)」が可決した日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(補助事業者)

第5条 前条第2項に掲げる補助事業を行うに当たっては、代表事業者は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の額が100億円未満の企業又は事業を営む個人であること。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、別に定める期間における代表事業者の合計売上高が、コロナ以前(平成31年(令和元年)又は令和2年1月～3月)同期と比較し、5%以上減少していること。
- 2 代表事業者が開発グループを構成し補助事業を実施する場合、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 開発グループをあらかじめ構成すること。
  - (2) 開発グループは、代表事業者に、事業者又は大学等研究機関を加えた2者以上で構成されるものであること。
  - (3) 開発グループ構成事業者等の間で、補助事業(共同開発)の実施について、交付決定の日までに書面で合意を得る見込みがあること。
- 3 代表事業者は、補助事業の進行管理等を行う事業管理機関を指名することができる。

第6条～第14条 (略)

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (5) 大学等研究機関と開発グループを構成する代表事業者等が、補助事業の実施期間内に、代表事業者又は事業者と大学等研究機関若しくは当該機関の教員等との間に、有償の契約を締結し、その契約に基づき補助事業の一部を行うことがわかる書類の提出をしない場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント(算定対象の期間において適用される規則第19条第1項及び第2項の規定による加算金及び延滞金の率(以下「規則の率」という。))がこの率と異なる場合は、規則の率)の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第16条～第22条 (略)

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算(第5号)」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和3年度広島県一般会計予算(第1号)」が可決した日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和4年度広島県一般会計予算」が可決した日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

新旧対照表

改正前

改正後

別表1（第6条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
試作・試験費	1 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料，部品等の購入に要する経費 2 本開発に係る目的物の試作，原材料の加工，試料の製造，試験・分析等の外注委託に要する経費 3 本開発に必要な試験，分析等を行うための材料，試薬品等の購入に要する経費	一般型 1／2 以内  重点型 2／3以内	5,000万円
機械装置・工具器具費	本開発に必要な， ・機械装置の購入，据付に要する経費 ・機械装置の借用，リースに要する経費 ・既存の機械装置の改良に要する経費 ・工具器具の購入に要する経費		
研究連携費 《開発グループのみ》	技術課題の解決のため，開発グループ内の大学等研究機関との連携に要する経費		
技術指導費	専門的知識を有する者を専門家として依頼し，指導・相談を受けた場合に要する経費		
諸経費	特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く），本開発を行うために直接必要な従業員の旅費，資料購入費，調査委託費，法定検査・検定料等に必要経費，その他知事が特に必要と認める経費		
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する人件費で別に定める算出に基づく経費		
事業管理費	事業管理機関が行う，代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費	10／10 以内	代表事業者の補助金額 10／100

重点型：研究テーマがデジタル化に資する内容又は代表事業者が輸送用機械製造業に属する事業を営む事業者である場合

一般型：重点型以外

別表2（第9条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	1 補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 2 別表1に掲げる経費区分の相互間において，補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第7条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について，補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合

別表1（第6条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
試作・試験費	1 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料，部品等の購入に要する経費 2 本開発に係る目的物の試作，原材料の加工，試料の製造，試験・分析等の外注委託に要する経費 3 本開発に必要な試験，分析等を行うための材料，試薬品等の購入に要する経費	一般型 1／2 以内  重点型 2／3以内	5,000万円
機械装置・工具器具費	本開発に必要な， ・機械装置の購入，据付に要する経費 ・機械装置の借用，リースに要する経費 ・既存の機械装置の改良に要する経費 ・工具器具の購入に要する経費		
研究連携費 《開発グループのみ》	技術課題の解決のため，開発グループ内の大学等研究機関との連携に要する経費		
技術指導費	専門的知識を有する者を専門家として依頼し，指導・相談を受けた場合に要する経費		
諸経費	特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く），本開発を行うために直接必要な従業員の旅費，資料購入費，調査委託費，法定検査・検定料等に必要経費，その他知事が特に必要と認める経費		
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する人件費で別に定める算出に基づく経費		
事業管理費	事業管理機関が行う，代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費	10／10 以内	代表事業者の補助金額 10／100

重点型：デジタル化に関する応用・実用化開発又は輸送用機械器具製造業のカーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換に向けた応用・実用化開発

一般型：重点型以外

別表2（第9条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	1 補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 2 別表1に掲げる経費区分の相互間において，補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第7条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について，補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合

新旧対照表

改正前

改正後

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島県知事様

広島県知事様

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名）

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名）

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金交付申請書

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金交付申請書

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

記

1 事業対象区分等（いずれかにチェック）

区分	研究テーマ (代表事業者の業種)	チェック欄	補助率
一般型	ものづくりの高度化 (輸送用機械器具製造業以外)	<input type="checkbox"/>	1/2以内
重点型	ものづくりの高度化 (輸送用機械器具製造業)	<input type="checkbox"/>	2/3以内
	デジタル化	<input type="checkbox"/>	

1 事業対象区分等（いずれかにチェック）

区分	開発テーマ	チェック欄	補助率等
一般型	ものづくりの高度化	<input type="checkbox"/>	1/2以内
重点型	デジタル化	<input type="checkbox"/>	2/3以内
	輸送用機械器具製造業のカーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換	<input type="checkbox"/>	
事業管理機関	＝	<input type="checkbox"/>	進行管理を行う事業の補助金額の10/100を上限

2 補助事業の目的及び内容

別紙1「事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類 ※(1), (3)～(5)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること

- (1) 事業者の「企業の概要」（別紙3）
- (2) 申請者（代表事業者・事業管理機関）の事業執行計画（別紙4）
- (3) 事業者・事業管理機関の決算報告書（直近2期分）
- (4) 事業者・事業管理機関の定款，寄付行為等
- (5) 事業者・事業管理機関の県税事務所が発行する「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書
- (6) 月別売上高一覧（直近2年分）※代表事業者における新型コロナウイルスの影響
- (7) 輸送用機械等の売上割合（直近2期分）※代表者が輸送用機械器具製造業を営む事業者の場合のみ
- (8) 事業者間で締結する共同開発契約書等の写し※開発グループを構成する場合のみ

3 補助事業の目的及び内容

別紙1「事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

4 添付書類 ※(1), (3)～(5)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること

- (1) 事業者の「企業の概要」（別紙3）
- (2) 申請者（代表事業者・事業管理機関）の事業執行計画（別紙4）
- (3) 事業者・事業管理機関の決算報告書（直近2期分）
- (4) 事業者・事業管理機関の定款，寄付行為等
- (5) 事業者・事業管理機関の県税事務所が発行する「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書
- (6) 月別売上高一覧 ※代表事業者における新型コロナウイルスの影響
- (7) 輸送用機械等の売上割合（直近2期分）※開発テーマが「輸送用機械器具製造業のカーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換」に該当する場合のみ提出
- (8) 事業者間で締結する共同開発契約書等の写し※開発グループを構成する場合のみ

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・電話	
職氏名			E-mail	

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・電話	
職氏名			E-mail	

## 事業計画書

## 1 新型コロナウイルスによる売上への影響（前年度又は前々年度売上との比較）（単位：万円）

区分	比較年チェック欄 A・Bいずれか選択	指定期間※（3か月）	売上増減率 （%）	備考
		○月～○月		
平成 年（A）	<input type="checkbox"/>			（A） / （C）
平成(令和)年（B）	<input type="checkbox"/>			（B） / （C）
令和 年（C）				

コロナによる売上減少の具体的な内容

2～5 （略）

## 6 補助事業終了後の事業化計画

(1)～(3) （略）

(注) 「6 補助事業終了後の事業化計画」全体で、2ページ以内とすること。

## 事業計画書

## 1 新型コロナウイルスによる売上への影響（単位：万円）

区分	指定期間※（3か月）の合計売上高	売上増減率 （%）	備考
	月, 月, 月		
年（A）（コロナ以前）			
年（B）（指定期間）		%	(B) / (A) × 100

※コロナ以前：平成31年（令和元年）又は令和2年1月～3月のうち、指定期間と同じ3か月

※指定期間：令和3年1月～12月の任意の3か月

コロナによる売上減少の具体的な内容

2～5 （略）

## 6 補助事業終了後の事業化計画

(1)～(3) （略）

(4) 事業化後の付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額の推移見込み

(単位：円)

	直近の 決算年度 (基準年度) [年 月]	事業化年度 [年 月]	1年後 [年 月]	2年後 [年 月]	3年後 [年 月]	4年後 [年 月]	5年後 [年 月]
① 売上高							
② 営業利益							
③ 人件費							
④ 減価償却費							
⑤ 付加価値額(②+③+④)							
⑥ 伸び率 (%)							
⑦ 従業員数 (人)							
⑧ 従業員一人あたりの付加価値額 (⑤/⑦)							
⑨ 従業員一人あたりの付加価値額 伸び率 (%)							

※基準年度には、申請時の直近の決算年度の値を入れてください。

※⑥伸び率 (%) = {(各年度の付加価値額-基準年度の付加価値額) ÷ 基準年度の付加価値額} × 100

※⑨従業員一人あたりの付加価値額伸び率 (%) = {(各年度の従業員一人あたりの付加価値額-基準年度の従業員一人あたりの付加価値額) ÷ 基準年度の従業員一人あたりの付加価値額} × 100

※実績値が判明次第、実績の数字に置き換えて、付加価値額の伸び率の達成状況を確認します。

(注) 「6 補助事業終了後の事業化計画」全体で、3ページ以内とすること。

7 県内への波及効果

(1) 県内産業への貢献

上記のうち、DX (デジタルトランスフォーメーション) への貢献 (加点項目)

(2) 県内経済への波及効果

売上高見込	円	(1年目: 令和	年)
	円	(2年目: 令和	年)
	円	(3年目: 令和	年)
	円	(4年目: 令和	年)
	円	(5年目: 令和	年)

(3) 県内雇用への波及効果

新規雇用	名	(令和	年)
雇用維持	名	(令和	年)

(注) 「7 県内への波及効果」全体で、2ページ以内とすること。

8 (略)

別紙2～別紙4 (略)

様式第2号 (第9条関係)～様式第11条 (第18条関係) (略)

7 県内への波及効果

(1) 県内産業への貢献

上記のうち、①DX (デジタルトランスフォーメーション) への貢献 (加点項目)

②CN (カーボンニュートラル) への貢献 (加点項目)

(2) 県内経済への波及効果

売上高見込	円	(1年目: 令和	年)
	円	(2年目: 令和	年)
	円	(3年目: 令和	年)
	円	(4年目: 令和	年)
	円	(5年目: 令和	年)

(3) 県内雇用への波及効果

新規雇用	名	(令和	年)
雇用維持	名	(令和	年)

(注) 「7 県内への波及効果」全体で、2ページ以内とすること。

8 (略)

別紙2～別紙4 (略)

様式第2号 (第9条関係)～様式第11条 (第18条関係) (略)

広島県知事 様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
令和 年度における事業状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第19条の規定に基づき、令和 年度の事業化状況を下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の成果の事業化等の状況
  - (1) 補助事業の実施結果の事業化 有 無
  - (2) 産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権の設定 有 無
  - (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 有 無

2 事業化の状況  
別紙「実態把握調査表」のとおり

3 添付資料  
直近の決算報告書（貸借対照表，損益計算書，個別注記表，製造原価報告書，販売費及び一般管理費明細）

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・電話	
職氏名			E-mail	

広島県知事 様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
令和 年度における事業状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第19条の規定に基づき、令和 年度の事業化状況を下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の成果の事業化等の状況
  - (1) 補助事業の実施結果の事業化 有 無
  - (2) 産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権の設定 有 無
  - (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 有 無

2 事業化の状況  
別紙「実態把握調査表」のとおり

3 添付資料  
直近の決算報告書（貸借対照表，損益計算書，個別注記表，製造原価報告書，販売費及び一般管理費明細）

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・電話	
職氏名			E-mail	



別紙

実態把握調査表

1 売上・雇用等

- (1) 製品製造の主な所在地
- (2) 販売の状況

製品の名称（産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権の設定若しくは成果の他への供与を含む）	販売又は譲渡等の数量	単価（円）	販売又は譲渡等の合計金額（円）

なお、「販売又は譲渡等の合計金額」の算出根拠資料として、生産及び販売実績書、産業財産権（工業所有権）の譲渡契約書等の写しを添付してください。

- (3) 雇用の状況

2 事業化の見通し

補助事業の事業化状況	第 段階	第1段階：技術開発・試作品開発を継続している。 第2段階：製品販売する宣伝等を行っている。 第3段階：注文（契約）が取れている。 第4段階：製品が1つ以上販売されている。 第5段階：継続的に販売実績はある。
継続（追加・応用）開発の実施状況	(内容) (成果) (補助事業との関連)	
今後の事業化見通し	(事業化時期) (取引先) (売上目標)	

3 事業化スケジュール

計画（実施）内容	補助事業終了後				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

4 取得財産等の保管状況及び転用に係る取得財産等の利用状況

5 その他重要な事項

別紙

実態把握調査表

1 売上・雇用等

- (1) 製品製造の主な所在地
- (2) 販売の状況

製品の名称（産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権の設定若しくは成果の他への供与を含む）	販売又は譲渡等の数量	単価（円）	販売又は譲渡等の合計金額（円）

なお、「販売又は譲渡等の合計金額」の算出根拠資料として、生産及び販売実績書、産業財産権（工業所有権）の譲渡契約書等の写しを添付してください。

- (3) 雇用の状況

2 事業化の見通し

補助事業の事業化状況	第 段階	第1段階：技術開発・試作品開発を継続している。 第2段階：製品販売する宣伝等を行っている。 第3段階：注文（契約）が取れている。 第4段階：製品が1つ以上販売されている。 第5段階：継続的に販売実績はある。
継続（追加・応用）開発の実施状況	(内容) (成果) (補助事業との関連)	
今後の事業化見通し	(事業化時期) (取引先) (売上目標)	

3 事業化スケジュール

計画（実施）内容	補助事業終了後				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

4 取得財産等の保管状況及び転用に係る取得財産等の利用状況

5 事業化後の付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額の推移

	直近の 決算年度 (基準年度) [年 月]	事業化年度 [年 月]	1年後 [年 月]	2年後 [年 月]	3年後 [年 月]	4年後 [年 月]	5年後 [年 月]
① 売上高							
② 営業利益							
③ 人件費							
④ 減価償却費							
⑤ 付加価値額(②+③+④)							
⑥ 伸び率(%)							
⑦ 従業員数(人)							
⑧ 従業員一人あたりの付加価値額 (⑤/⑦)							
⑨ 従業員一人あたりの付 加 価 値 額 伸 び 率 ( % )							

※基準年度には、申請時の直近の決算年度の値を入れてください。

※⑥伸び率(%) = {(各年度の付加価値額-基準年度の付加価値額) ÷ 基準年度の付加価値額} × 100

※⑨従業員一人あたりの付加価値額伸び率(%) = {(各年度の従業員一人あたりの付加価値額-基準年度の従業員一人あたりの付加価値額) ÷ 基準年度の従業員一人あたりの付加価値額} × 100

6 その他重要事項

様式第13号 (第20条関係) (略)

様式第13号 (第20条関係) (略)